

議案及び説明
並びに参考資料
(その2)

令和8年3月定例会

池田市

目 次

1 議案第34号	池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例及び池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について	1
	説 明	12
	参 考	15
2 議案第35号	池田市環境保全条例の一部改正について	44
	説 明	46
	参 考	47

議案第 34 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 6 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

（池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第51条」を「一第52条」に、「（第52条）」を「（第53条）」に改める。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条中第27号を第31号とし、第12号から第26号までを4号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(14) 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(15) 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項の規定による選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第3項の規定による選考の方法」を加える。

第25条中「第27条の2第1項各号、」の次に「学校教育法第1条に規定する」を加え、「にあつては学校教育法」を「にあつては同法」に改める。

第34条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当

する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第35条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「利用している同号」を「教育認定子ども」に、「利用している同条第1号又は第2号」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「の同号」を「同号」に、「の同条第1号」を「同条第1号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳

以上保育認定子ども」に改める。

第36条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第36条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第38条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「及び特定地域型保育事業所」の次に「（法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）」を、「この章」の次に「（第42条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項の選考方法」を「前2項の規定による選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの

数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第39条第2項及び第40条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第41条第1項中「この項」の次に「、次項及び第4項」を加え、同項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）

は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第45条第7号中「に規定する選考方法」を「及び第3項の規定による選考の方法」に改める。

第46条第1項及び第2項ただし書並びに第48条第2項中「満3歳未満

保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第49条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「事業」と」の次に「、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「第33条の10第1項各号」と」を加える。

第50条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「この章（」の次に「第36条第3項、第38条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に、「この章において同じ」を「この章（第42条第1項を除く。）」に、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項」に、「法第19条第2号

に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む」を「満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「同条第3号」を「法第19条第3号」に改め、「第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第52条を第53条とする。

第51条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項」を「満3歳未満保育認定子ども（第50条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「教育・保育給付認定保護者（」を削り、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、「に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を削り、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改め、第3章第3節中同条を第52条とし、第50条の次に次の1条を加える。

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第36条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章（第36条第2項、第38条第2項及び第39条第2項を除き、第49条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第38条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」とあるのは「特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるの

は「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は同条第12項第2号」を「若しくは同条第12項第2号」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第20条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第29条中「小規模保育事業は」を「小規模保育事業の基準は」に、「とする」を「の区分によるものとし、満3歳以上限定小規模保育事業は、小規模保育事業A型による」に改める。

第31条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第37条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改

める。

第50条中「、同条第4号中「次号」とあるのは「第50条において準用する次号」と」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

従来、満 3 歳以上児を対象とする小規模保育事業にあつては、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の規定により児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の特例として設けられた国家戦略特別区域小規模保育事業において国家戦略特別区域内の保育を行う施設で行うことができるとされていたが、国家戦略特別区域法の一部改正によりこれが廃止され、児童福祉法において、区域の限定がない満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、所要の整備を行うものである。

1 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年池田市条例第 21 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

- (1) 「満 3 歳以上限定小規模保育事業」、「満 3 歳以上保育認定子ども」及び「保育認定子ども」の定義を定め、並びに従来の「小規模保育事業」の呼称を「満 3 歳未満等小規模保育事業」とするものであること。また、「教育認定子ども」の定義を定めるものであること。

(第 2 条関係)

- (2) (1)による用語の定義の整備に伴う用語の整備その他満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う文言の整備を行うものであること。

(第 6 条、第 7 条、第 13 条、第 34 条、第 35 条、第 39 条、第 40 条、第 42 条、第 46 条、第 48 条、第 50 条及び第 52 条関係)

- (3) 満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所における利用定員の基準に

ついて定めるものであること。

(第36条関係)

- (4) 満3歳以上限定小規模保育事業者による利用者の選考並びに適切な教育及び保育の提供が困難な場合における措置について定めるものであること。

(第38条関係)

- (5) 特定地域型保育の提供の終了から引き続き教育及び保育を提供する連携施設の確保の義務について、その適用から満3歳以上限定小規模保育事業者を除外するものであること。

(第41条関係)

- (6) 特定地域型保育事業者による運営規程の設定に関する義務について、(4)による利用者の選考に関する整備を行うものであること。

(第45条関係)

- (7) (1)による用語の定義の整備に伴う用語の整備を行うとともに、所要の規定の整備を行うものであること。

(第49条関係)

- (8) 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合の基準について定めるものであること。

(第51条関係)

2 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部改正〔第2条関係〕

- (1) 満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う整備を行うものであること。

(第3条、第20条及び第37条並びに附則第7項関係)

- (2) 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了から引き続き保育を提供する連携施設の確保の義務について、その適用から満3歳以上限定小規模保育事業者を除外するものであること。また、当該連携施設の確保が著しく

困難な場合における連携協力を行う者の確保の義務について、連携協力を行う者として満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所を追加するものであること。

(第7条関係)

(3) 満3歳以上限定小規模保育事業の基準は、小規模保育事業A型によることとするものであること。

(第29条及び第31条関係)

(4) 所要の規定の整備を行うものであること。

(第50条関係)

(5) 連携施設の確保に関する経過措置について、その適用から満3歳以上限定小規模保育事業者を除外するものであること。

(附則第4項関係)

3 この条例は、令和8年4月1日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第34号 参 考

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>1 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第50条・<u>第51条</u>)</p> <p>第4章 雑則 (<u>第52条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育</p>	<p>1 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第50条・第51条<u>第52条</u>)</p> <p>第4章 雑則 (<u>第53条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定す</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>事業をいう。</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(12)～(27) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前</p>	<p><u>る小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。</u></p> <p><u>(7) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p><u>(13)教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>(14)満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>(15)保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。</u></p> <p>(16)～(31) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前</p>

改 正 前	改 正 後
<p>子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が</u>、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が</u>、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>	<p>子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、<u>選考方法又は前項の規定による選考の方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>5 (略)</p> <p>(あっせん、要請及び調整に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>当該申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(あっせん、要請及び調整に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定の申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>教育認定子ども</u> 77,101円</p> <p>(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一</p>

改 正 前	改 正 後
<p>帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第14条～第19条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む)</p>	<p>の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第14条～第19条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項の規</p>

改 正 前	改 正 後
<p>む。)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>第21条～第24条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>学校教育法第28条第2項</u>において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第26条～第33条 (略)</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合に</p>	<p><u>定による選考の方法を含む。</u>)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>第21条～第24条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>同法第28条第2項</u>において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第26条～第33条 (略)</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第34条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>教育認定子ども</u>に対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合に</p>

改 正 前	改 正 後
<p>は、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」とあるのは「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」</u>と、<u>同条イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」</u>とす</p>	<p>は、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同条第2号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」</u>と、<u>同条イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」</u>とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>る。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。) が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「<u>利用している同号</u>」とあ</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。) が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「<u>教育認定子ども</u>」とある</p>

改 正 前	改 正 後
<p>るのは「<u>利用している同条第1号又は第2号</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>第27条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>(利用定員)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第44条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体</u></p>	<p>のは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>第27条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、<u>同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>(利用定員)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業</u> <u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u></p> <p>(2) <u>事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未</u></p>

改正前	改正後
<p><u>の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るもの</u>にあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u></p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第37条 (略)</p> <p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学</p>	<p><u>満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u></p> <p>3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u></p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第37条 (略)</p> <p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者<u>（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）</u>は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所<u>（法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）</u>を現に利用している満3歳未満保育認定子ども</p>

改正前	改正後
<p>校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、<u>同項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u></p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育及</p>	<p>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第42条第1項を除く。)において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p> <p>4 前2項の特定地域型保育事業者は、<u>前2項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u></p> <p>5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育及び保育を提</p>

改 正 前	改 正 後
<p>び保育を提供することが困難である場合は、第41条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、要請及び調整に対する協力)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(連携施設の確保等)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の</p>	<p>供することが困難である場合は、第41条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、要請及び調整に対する協力)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(連携施設の確保等)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項、次項及び第4項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。た</p>

改 正 前	改 正 後
<p>確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。<u>以下この号及び第6項第1号において同じ。</u>）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育及び保育を提供すること。</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>だし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者 <u>（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）</u>により特定地域型保育 <u>（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）</u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号に掲げる</u>小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育及び保育を提供すること。</p> <p>2～6 （略）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>8～11</u> (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第43条・第44条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第45条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事</p>	<p>7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p><u>9～12</u> (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者<u>（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第43条・第44条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第45条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事</p>

改正前	改正後
<p>項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第38条第2項に規定する<u>選考方法</u>を含む。）</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型</p>	<p>項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第38条第2項及び第3項の規定による<u>選考の方法</u>を含む。）</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供</p>

改正前	改正後
<p>保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第49条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。</p> <p>この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>について」と、<u>第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「第20条に規定する施設」とあるのは「第45条に規定する事業」とする。</u></p>	<p>に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第49条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。</p> <p>この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>について」と、<u>第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「第20条に規定する施設」とあるのは「第45条に規定する事業」と、第25条中「<u>第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の</u></u></p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 <u>(特別利用地域型保育の基準)</u></p> <p>第50条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども</u>（<u>次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。</u>）の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費を</p>	<p><u>職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「第33条の10第1項各号」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 <u>(特別利用地域型保育の基準)</u></p> <p>第50条 特定地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。</u>）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども</u>（<u>第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。</u>）の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費を</p>

改 正 前	改 正 後
<p>いう。次条第3項において同じ。)をそれぞれ含むものとして、この章(第39条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ)」とあるのは「<u>同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>(第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む</u>)と、「同号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護</u></p>	<p>いう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)をそれぞれ含むものとして、この章(第36条第3項、第38条第3項及び第39条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第42条第1項を除く。))」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)</u>」と、「同号」とあるのは「<u>法第19条第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第42条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>	<p><u>定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</u></p> <p><u>第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第36条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p><u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章（第36条第2項、第38条第2項及び第39条第2項を除き、第49条において準用</u></p>

改 正 前

改 正 後

する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第38条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」とあるのは「特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

改 正 前	改 正 後
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども</u>を含む。）の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者</u>（特定利用地域型保育の対象と</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。</u>以下この条において同じ。）が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども</u>（<u>第50条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども</u>を含む。）の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「<u>満3歳未満保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>なる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第2項中「<u>第29条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。</p> <p>第4章（略）</p> <p><u>第52条</u>（略）</p> <p>2 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上の児童について保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。）に限る。以下同じ。）（以</p>	<p>も（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）」と、同条第2項中「<u>第29条第3項第1号に掲げる</u>」とあるのは「<u>第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。</p> <p>第4章（略）</p> <p><u>第53条</u>（略）</p> <p>2 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上の児童について保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とす</p>

改 正 前	改 正 後
<p>下「利用乳幼児」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(連携施設の確保)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p><u>る児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。)に限る。以下同じ。)</u> (以下「利用乳幼児」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(連携施設の確保)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項<u>(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))</u>を行う事業者(以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業者</u>」という。)にあつては、<u>第1号及び第2号に掲げる事項</u>)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第8条～第19条 (略)</p>	<p>し、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。</u>）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第8条～第19条 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(運営規程)</p> <p>第20条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>第21条～第28条 (略)</p> <p>(小規模保育事業の区分)</p> <p>第29条 <u>小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。</u></p> <p>第30条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育士（地域限定保育士等を含む。）の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第20条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 <u>（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>第21条～第28条 (略)</p> <p>(小規模保育事業の区分)</p> <p>第29条 <u>小規模保育事業の基準は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型の区分によるものとし、満3歳以上限定小規模保育事業は、小規模保育事業A型による。</u></p> <p>第30条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育士（地域限定保育士等を含む。）の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6</p>

改 正 前	改 正 後
<p>条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条～第36条 (略)</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>第38条～第49条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第26条から第28条まで及び第30条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第50条において準用する次条及び第28条において「小規模型事業所内保育事業者」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第30条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する</p>	<p>条の3第10項第2号<u>又は第3号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条～第36条 (略)</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>第38条～第49条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第26条から第28条まで及び第30条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第50条において準用する次条及び第28条において「小規模型事業所内保育事業者」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第30条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する</p>

改 正 前	改 正 後
<p>炊事場を含む。第50条において準用する第4号において同じ。）」と、<u>同条第4号中「次号」とあるのは「第50条において準用する次号」とする。</u></p> <p>第51条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第31条第2項又は第46条第</p>	<p>炊事場を含む。第50条において準用する第4号において同じ。）」とする。</p> <p>第51条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。</u>）が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1と</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士（地域限定保育士等を含む。）の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>8～10 （略）</p>	<p>なるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士（地域限定保育士等を含む。）の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>8～10 （略）</p>

池田市環境保全条例の一部改正について

池田市環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 6 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

北部大阪都市計画用途地域の変更により、市域において新たに準住居地域が追加されることを踏まえ、高さが 10メートルを超える建築物の新築又は増築時に事前協議を必要とする地域に準住居地域を追加するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市環境保全条例の一部を改正する条例（案）

池田市環境保全条例（昭和53年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第3号の表中「第二種住居地域」の次に「、準住居地域」を加える。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

池田市環境保全条例の一部改正について

- 1 準住居地域において高さが 10メートルを超える建築物を新築し、又は増築する際には、環境保全調書の作成及び市長への事前協議を行わなければならないこととするものであること。

(第 20 条関係)

- 2 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第35号 参 考

池田市環境保全条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後										
<p>第1条～第19条（略） （事前協議）</p> <p>第20条 次の各号に掲げる事業（以下「指定事業」という。）を実施する者は、あらかじめ当該事業に係る環境保全調書を作成するとともに、規則で定めるところにより、その事業内容について市長に協議しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 次に掲げる表の各地域における建築物（以下「指定建築物」という。）の新築及び増築</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域</th> <th style="text-align: center;">指定建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第一種低層住居専用地域</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域</td> </tr> </tbody> </table>	地域	指定建築物	第一種低層住居専用地域	(略)	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域	<p>第1条～第19条（略） （事前協議）</p> <p>第20条 次の各号に掲げる事業（以下「指定事業」という。）を実施する者は、あらかじめ当該事業に係る環境保全調書を作成するとともに、規則で定めるところにより、その事業内容について市長に協議しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 次に掲げる表の各地域における建築物（以下「指定建築物」という。）の新築及び増築</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域</th> <th style="text-align: center;">指定建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第一種低層住居専用地域</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、<u>準住居地域</u>、近隣商業地域、準工業地域</td> </tr> </tbody> </table>	地域	指定建築物	第一種低層住居専用地域	(略)	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、 <u>準住居地域</u> 、近隣商業地域、準工業地域
地域	指定建築物										
第一種低層住居専用地域	(略)										
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域											
地域	指定建築物										
第一種低層住居専用地域	(略)										
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、 <u>準住居地域</u> 、近隣商業地域、準工業地域											
<p>第21条～第79条（略）</p>	<p>第21条～第79条（略）</p>										